

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条本文の規定により初任給基準を1級の1号給と定められている者（以下「1級1号給職員」という。）」を「補助的な職務に従事する者」に、「同条ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第4条第1項、第12条第1号及び第16条中「1級1号給職員」を「補助的な職務に従事する者」に改める。

別表(7)の項号給の欄中「1」を「3」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)